
第4期中期目標期間（令和7～12年度）における 中期目標・中期計画の自己点検・評価に関する方針

地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）の改正（R5.6）により、公立大学法人における年度計画及び年度評価が廃止されたところであるが、地独法第78条の二の各号の定めにより、今後も中期目標期間における業務の実績等に関する評価を受ける必要がある。

本学においては、令和7年度に第4期中期目標期間が開始されることから、地独法や本学の関連規程等に基づき、引き続き、確実な目標達成に向けた取組を推進するため、次のとおり自己点検・評価に関する方針を策定する。

1 基本方針

- 第4期中期目標期間の期中又は終了後に実施される設置団体である北海道による評価への対応を見据え、引き続き、確実な中期目標の達成に向けた進捗管理を実施する。
- 中期計画の進捗状況に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を公表することにより内部質保証の取組を推進するとともに、ステークホルダーへの説明責任を果たす。

2 進捗管理及び自己点検・評価の方法

- 業務簡素化のため、従前の「行動計画」及び「達成状況報告書」を見直し、中期目標期間における中期計画を一貫して管理可能な「中期計画進捗管理シート」を作成する。
- 「中期計画進捗管理シート」に基づき、定期的に当該中期計画の進捗管理を行うとともに、進捗状況に基づき自己点検・評価を実施する。
- 自己点検・評価結果の概要を「実施結果」として広く公表する。